

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名 <u>農林水産省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（森林環境譲与税）	
要望項目名	森林吸収源対策を一層推進するための森林環境譲与税に係る所要の見直しの検討	
要望内容 （概要）	<p>令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、我が国の2030年度における温室効果ガス排出削減目標を、2013年度比で26%から46%に引き上げるとともに、森林吸収量目標についても約2,780万t-CO₂（2.0%）から約3,800万t-CO₂（2.7%）に引き上げるなど、森林整備等の森林吸収源対策を一層推進することが重要となっている状況に鑑み、森林環境譲与税について、各自治体における森林整備の取組や施策の効果を踏まえつつ、所要の見直しを検討する。</p>	
関係条文	—	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>パリ協定の枠組みの下で、我が国は、2050年カーボンニュートラルを表明するとともに、昨年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、中期目標として、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこととしている。森林吸収源については、2030年度において、約3,800万t-CO₂（2013年度総排出量比約2.7%）の吸収量の確保を目標としている。このため、森林整備等の森林吸収源対策を一層推進していく必要がある。</p> <p>また、森林・林業基本法では、森林の有する国土保全、地球温暖化防止等の多面的機能の持続的発揮を基本理念として位置付け、将来にわたって、その適正な整備・保全を図ることとしている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>①地球温暖化対策を巡る情勢の変化と森林吸収源の位置付け</p> <p>2020年以降の温室効果ガス削減等に関する国際的な枠組みであるパリ協定が発効する中、気候変動による影響が各方面で表れており、環境関係のリスクが社会経済活動の持続性に影響を及ぼすとの危機意識が世界で高まっている。これを受け、日本を含む多くの国々が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする2050年カーボンニュートラルを表明した。2050年カーボンニュートラルに向けては、排出削減を徹底したとしても排出を完全にはゼロにできないことから、我が国最大の吸収源である森林の役割は極めて重要である。</p> <p>また、昨年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、パリ協定の枠組みの下における我が国の2030年度における温室効果ガス排出削減目標を、2013年度比で26%から46%に引き上げるとともに、森林吸収量目標についても約2,780万t-CO₂（2.0%）から約3,800万t-CO₂（2.7%）に引き上げた。さらに、本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）においては、「森林吸収源対策等を加速化する」と記載されたところである。</p>	

このように、森林吸収源対策の重要性は、令和元年度の森林環境税及び森林環境譲与税の創設時にも増して高まっており、森林環境譲与税が、各自治体における森林整備等に効果的に活用されることが重要となっている。

②森林環境譲与税の見直しに係る議論

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案の審議時等における衆・参両院の総務委員会の附帯決議において、各自治体の森林整備の取組や施策の効果を検証しつつ、必要がある場合には、所要の見直しを検討することとされている。

森林環境譲与税は、課税に先行して令和元年度から譲与が開始されており、譲与開始から3年が経過する中、各自治体で様々な取組が進められている一方、これまでに地方団体や関係団体からは、森林環境譲与税について、各自治体の活用状況などを踏まえ、必要な検討を行うことを求める要望があるところ。

また、本年5月には、自由民主党の総合農林政策調査会「地球温暖化防止のための森林吸収源対策プロジェクトチーム」において、「森林環境譲与税の活用促進等に向けた提言」が取りまとめられ、「譲与税が森林整備に一層活用されるよう、森林が多い山間地の市町村に譲与税の配分を抜本的に強化するなど、譲与基準の在り方について検討すること」等の提言が行われたところである。

以上①及び②から、森林環境譲与税を活用した森林整備等の森林吸収源対策が一層効果的に進むよう、令和3年度の活用実績や令和4年度の取組予定も含め、各自治体における森林整備の取組の状況や、それによる施策の効果を踏まえつつ、森林環境譲与税の所要の見直しを検討する必要がある。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 <<政策分野>> 森林の有する多面的機能の発揮
	政策の達成目標	・2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す。(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)) ・我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。森林吸収源については、我が国の人工林の高齢級化が進み、森林吸収量が減少傾向にある中、2030年度において、約3,800万t-CO ₂ (2013年度総排出量比約2.7%)の吸収量の確保を目標とする。(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定))
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	現行に同じ。
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>市町村において、森林環境譲与税を活用して、間伐等の森林整備やそれに必要な人材の育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発の取組が進捗するとともに、都道府県においても、市町村支援等の取組が進捗。</p> <p>【市町村の取組状況】</p> <p><令和元年度></p> <p>○間伐等の森林整備関係：924 市町村（全市町村の5割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者への意向調査実施面積：約12.5万ha ・間伐等の森林整備面積：約5.9千ha （うち間伐面積：約3.6千ha） <p>○木材利用・普及啓発：390 市町村（全市町村の2割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用量：約5.4千m³ <p><令和2年度></p> <p>○間伐等の森林整備関係：1232 市町村（全市町村の7割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意向調査実施面積：約21.6万ha ・間伐等の森林整備面積：約17.9千ha （うち間伐面積：約10.3千ha） <p>○木材利用・普及啓発：603 市町村（全市町村の3割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用量：約13.4千m³
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減。（第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）） ・我が国の地球温暖化対策の長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減。中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に26.0%減（2013年度比）の水準。また、2020年度については、3.8%減（2005年度比）以上の水準。森林吸収源については、2030年度に2.0%、2020年度に2.7%以上の確保を目標。（地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定））
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>2020年度における森林吸収量は約4,050万t-CO₂となり、目標を達成したところであるが、2030年度の森林吸収量目標の達成に向けて森林吸収源対策の一層の推進が必要。</p>

これまでの要望経緯	<p>森林吸収源対策の推進に必要な財源確保の観点から、平成17年度税制改正要望以降、森林吸収源対策に活用できる環境税や地球温暖化対策税について要望してきたところである。</p> <p>平成30年度税制改正大綱（平成29年12月14日自由民主党・公明党）において、「自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。（以下略）」とされ、その後国会に提出された「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の成立により、令和元年度に森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。</p>
-----------	--